

(様式例)

令和 年 月 日

住 所

事業場名

代表者職氏名

規 定

当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額_____円とする。
ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

上記の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算定方法は、最低賃金法施行規則第 2 条に定めるところによる。

附則 この規定は、令和 年 月 日から施行する。

※本紙は、業務改善助成金の Q&A に基づき、「就業規則に準ずるもの」を作成する際にご活用ください。

※本紙は、歩合給が支払われていない事業場を想定した例です。歩合給が支払われている場合は次頁の様式を参考にしてください。

(様式例：歩合給あり)

令和 年 月 日

住 所

事業場名

代表者職氏名

規 定

当社における最も低い賃金額は、時間給又は時間換算額_____円とする。
また、歩合給が低額となり、時間当たりの賃金額が業務改善助成金のコース所定の引上げ額に満たない場合、当該賃金算定期間については、別途、不足額に相当する額以上の賃金を支払うこととする。

ただし、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 7 条に基づく最低賃金の減額の特例許可を受けた者を除く。

上記の賃金額には、最低賃金法第 4 条第 3 項に定める賃金を算入しない。また、時間換算額の算定方法は、最低賃金法施行規則第 2 条に定めるところによる。

附則 この規定は、令和 年 月 日から施行する。

※本紙は、歩合給が支払われている事業場を想定した例です。